



公立芽室病院 第76号 だより

ホームページアドレス
http://memuro.com
又は芽室町ホームページのトップページから
アクセスできます。

4月から内科医師が3人体制

～早期に内科体制復元に向け全力を尽くします～

3月31日付けで内科の菊地英豪医長がさらなる医療技術の習得のため東京の川北総合病院へ転任されます。

また、同じく3月31日付けで内科の若林崇雄医員が本院において5年目の後期研修プログラム(北海道プライマリ・ケアネットワーク)を終えられ、江別市立総合病院へ転任されます。

さらに、昨年10月に6か月間の予定で北海道家庭医療学センターから内科に派遣されておりました榎原 剛医師は3月31日付けで派遣期間を終了いたします。

なお、4月1日付けで帯広厚生病院から内科に高橋邦康医師をお迎えし診療に当たっています。高橋医師は昭和61年に佐賀医科大学医学部を卒業された後、主な勤務先として大分医科大学付属病

院、三石町国民健康保険病院、静内町立病院、陸別町国民健康保険診療所(所長)、上湧別厚生病院、苫前厚生病院、帯広厚生病院総合診療科(主任部長)で臨床に、従事された方です。

この結果、4月から内科医師は、現行の5人(12月までは6人)から3人の診療体制となりました。

従いまして、4月から内科外来は、下記のとおり午前中の3つの診療室を2つの診療室に縮小すると同時に、午後の外来診療は水曜日を除き休診となりましたのでよろしくご理解くださるようお願いいたします。

本院といたしましては、可能な限り早期に内科体制が復元できるよう、医師の招へいに全力を尽くして参ります。

公立芽室病院 内科外来診療のご案内 《平成22年4月1日から》

受付時間	午前7時45分～午前11時30分 午後0時30分～午後4時30分(水曜日のみ)
診療時間	午前8時45分～午後0時30分 午後1時30分～午後5時15分(水曜日のみ)

※午前中は、医師2人体制。午後は水曜を除き休診となります。

区	分	月	火	水	木	金
午前	第1診察室	宮本	宮本	高橋	宮本	高橋
	第2診察室	田中	田中	田中	高橋	田中
	胃カメラ		幡	宮本	田中	幡
午後	第1診察室	休診	休診	佐藤	循環器内科 (予約制)	休診
	特定保健指導日				田中(指導)	

※佐藤医師、幡(はた)医師は非常勤医師です。

小児用肺炎球菌ワクチン接種の開始について

小児科診療部長 住谷 晋

海外で多くの小児の命を救ってきた小児用肺炎球菌ワクチンが日本にも導入されました。肺炎球菌は、多くの子どもの鼻やのどにいる身近な菌です。ふだんはおとなしくしていますが、子どもの体力や抵抗力が落ちたときなどに、いつもは菌がいないところに入り込んで、いろいろな病気(感染症)を引き起こします。細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、中耳炎などの侵襲性感染症の主要な原因菌のひとつで、また薬剤耐性菌の増加によりインフルエンザ菌b型(Hib)と同様に小児科臨床では問題になっています。

肺炎球菌ワクチンではこれまでも成人用の製品がありましたが、小さい子ども(特に2歳未満)に対して免疫が付きにくい弱点がありました。今回発売された小児用の肺炎球菌ワクチンはその弱点を克服して生後2か月から効き目があるとされます。

特に肺炎球菌による髄膜炎はインフルエンザ菌b型による髄膜炎より頻度はやや少ないですが、より重症で死亡率や後遺症の残る率が高くなっています。ワクチンで予防すべき病気です。

すべての肺炎球菌を予防できるわけではありませんが、中耳炎では約6割、髄膜炎、菌血症などの重い病気では約9割は予防できます。副作用は、接種後の発熱や接種部位の腫れなどで頻度も他の

ワクチンと同じ程度です。

接種開始年齢は2か月齢から9歳以下で、月齢、年齢により接種回数が異なります。接種回数の判断は初回接種月齢に基づきます。

接種開始が生後2か月齢以上7か月齢未満

初回免疫：27日間以上の間隔で3回接種。

追加免疫：12～15か月齢の間に1回接種。計4回接種。

接種開始が7か月齢以上12か月齢未満

初回免疫：27日以上間隔で2回接種。

追加免疫：2回目の接種後60日間以上の間隔で12か月齢後に接種。計3回接種。

接種開始が12か月齢以上24か月齢未満

60日間以上の間隔で2回接種。

接種開始が24か月齢以上9歳以下

1回接種。

病気の重さから考えて早めに接種を受けることが大切です。

1回の接種費用は本院では8,500円です。受けられる方は本院医事係までご予約ください。

Hib(ヒブ)ワクチンとの同時接種も可能です。

公立芽室病院 医事係 ☎62-2811

夜間・救急外来の診察料について

本院では、未収金事務簡略化を目的に平成22年4月1日から夜間・救急外来(土・日・祝祭日を含む)を受診した患者さんから次のとおり預かり金を申し受けることとしました。

健康保険証の提示があった場合 …… 5,000円

健康保険証の提示がなかった場合 …… 10,000円

預かり金は、後日、診療費が確定した際に精算させていただきます。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。